

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する 法律案に対する修正案要綱

1. 通常の労働者

現行法の規定を踏まえ、「正規労働者」を「通常の労働者」とすること。
(第2条第2号等関係)

2. 調査研究の対象としての教育訓練の明記

調査研究の対象として、雇用形態による教育訓練の相違の実態が含まれることを明記すること。
(第5条第1項第2号関係)

3. 派遣労働者に関する法制上の措置等

派遣労働者について、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
(第6条第2項関係)

4. 雇用環境の整備

- (1) 雇用環境の整備のための必要な施策として、労働者の就業形態の設定の多様化を規定すること。
(第7条第1項関係)
- (2) 雇用環境の整備のための施策を講ずるに当たっての配慮事項として、通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善の促進を規定すること。
(第7条第2項関係)

5. その他

所要の規定の整備を行うこと。